

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 1】

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p>② ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p> <p><選択肢></p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項 ②買取対象となるための設備の認定に関する事項 ③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項 ④賦課金の減免に関する事項 ⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項 ⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>・ 該当箇所 P23 9行目 バイオマス調達区分</p> <p>・意見内容 バイオマス発電において、石炭等の助燃材との混焼を行うものについて認めて頂きたい。</p> <p>・理由 バイオマス燃料は、含有水分率の違いによる影響で熱量が安定的でない。このため発電が変動しやすいので、安定的な電気の供給を行うために、助燃材(石炭)を使用することが行われているものである。</p>	

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 2】

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p>③ ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p> <p><選択肢></p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項 ②買取対象となるための設備の認定に関する事項 ③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項 ④賦課金の減免に関する事項 ⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項 ⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>・ 該当箇所 P. 33 接続の請求に係る事項について</p> <p>・意見内容 接続に対する特定事業者の負担が大きくならないよう、電気事業者の送電網整備をあわせて行って頂きたい。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 特に中小水力発電では山間部での開発が予想されるが、送電線建設負担は大きい。出来る</p>	

だけ近傍接続を計画すると、電気事業者の容量の小さな送電線や配電線への接続を希望することになる。この場合に、電気事業者は当該部分の逆潮流を避けるため接続場所をより高圧送電線への接続を求めると考えられ遠い地点での接続となることが予想されるが、長距離の送電線設置は特定供給者にとって非常に大きな負担であり、事業採算性を大きく悪化させ導入が進まない可能性がある。

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 3】

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p>③ ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p> <p><選択肢></p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項 ②買取対象となるための設備の認定に関する事項 ③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項 ④賦課金の減免に関する事項 ⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項 ⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>・該当箇所 P34 7～9行目 変電所又は送配電線を接続するための費用</p> <p>・意見内容 特定供給者と電気事業者の接続は、特定供給者設備の既存の送電網を利用し、既存の接続点を利用した供給も可能として頂きたい。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 水力発電設備の場合、電気事業者との接続には、その立地面から大規模な送電設備を必要とし、この設備費用が、新規水力発電所建設のコストを上昇させ、新規水力発電所導入に対しマイナス要因となる。 既設社内送電網を利用し、既存の電気事業者との接続点からの供給も可能にすれば、建設コスト低減につながり、水力発電設備導入推進につながる(計量は個別に実施する)。</p>	

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 4】

<p>[意見区分番号]</p>	<p>② ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p>
-----------------	--------------------------------

<p>※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p><選択肢></p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項</p> <p>②買取対象となるための設備の認定に関する事項</p> <p>③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項</p> <p>④賦課金の減免に関する事項</p> <p>⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項</p> <p>⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>・該当箇所 P44 35～38行目 重要な部分の追加・変更に係る認定手続き</p> <p>・意見内容 水力発電設備の重要な部分(水車等)を高効率なものに更新し、増発電した場合はその設備をすべて法に基づく調達対象として、全量買取対象としていただきたい。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 重要な部分の高効率設備への更新は、P60 11行にある「既存事業者のノウハウを活かしつつその更新投資を促すことができ、再生可能エネルギーへの投資拡大にとって有効」に合致する。また、重要な部分を更新し発電出力を増加させた場合、発電した電力を既設発電分と更新による増発電分を明確に区別し、計測することも困難となる。</p>	

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 5】

<p>[意見区分番号]</p> <p>※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p align="center">② ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p> <p><選択肢></p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項</p> <p>②買取対象となるための設備の認定に関する事項</p> <p>③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項</p> <p>④賦課金の減免に関する事項</p> <p>⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項</p> <p>⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>・ 該当箇所 P.44 33行目 重要な部分の追加・変更に係る認定手続き</p> <p>・意見内容 重要な部分として「タービン、発電機等」の例示がある。水力発電所の場合には「水車、発電機等」と読み替え、また「タービン」のみ「水車」のみ「発電機」のみでも対象として頂きたい。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) タービンと発電機は必ずしも同時期に増設を行なうとは限らない。また、増設として片方だけの計画も考えられる。</p>	

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 6】

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p>② ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p> <p><選択肢></p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項 ②買取対象となるための設備の認定に関する事項 ③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項 ④賦課金の減免に関する事項 ⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項 ⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>・該当箇所 P.44 33行目 新規及び重要な部分の追加・変更に係る認定手続き</p> <p>・意見内容 重要な部分として「タービン、発電機等」の例示があるが、水力発電所の場合には「ダム」や「堰」も重要な部分として頂きたい。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 水力発電の場合、設備の構成要素としてダム・堰堤は非常に大きな構成要素である。特に流れ込み式堰など越流がある中小水力の堰では河川環境で大きく損傷することがあるが、その改築費用は水車・発電機を上回ることもある。即ち、大きく損傷した場合には新設に近い費用が必要であり、そのことが発電所の廃止・休止に繋がる。このような場合において、これらを認定対象とすることは、再生可能エネルギーへの投資拡大につながるものとする。</p>	

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 7】

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p>④ ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p> <p><選択肢></p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項 ②買取対象となるための設備の認定に関する事項 ③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項 ④賦課金の減免に関する事項 ⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項 ⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>・該当箇所 P57 31行～P58 3行目 対象事業の認定</p> <p>・意見内容</p>	

対象事業にかかわる電気使用量を算定するにあたって公認会計士若しくは、税理士が客観的に確認をした当該事業所における売上高、付加価値、出荷額、生産量、又は費用のいずれかの経済的指標の比率に基づき、事業者全体の電力使用量を事業ごとに按分した量をもって、これに当たることが適切とあるが、これに販売数量も公認会計士、又は税理士が認めれば使用してよい事として頂きたい。

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

会計システムで使用される指標は販売数量で管理されており、この数値で監査を行っているため。

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 8】

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p>④ ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p> <p><選択肢></p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項 ②買取対象となるための設備の認定に関する事項 ③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項 ④賦課金の減免に関する事項 ⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項 ⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>・該当箇所 P58 27行～29行目 対象事業所の認定</p> <p>・意見内容 対象事業所の認定の条件に、対象事業に関する電力使用量が、「当該事業所全体の電力使用量の過半を超えることが証明できない場合は、本規定導入の趣旨に鑑み、当該事業所を認定の対象としないこととする。」とあるが、この部分を削除していただきたい。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 本賦課金軽減措置の観点(法第1条、法第17条)を鑑み、当該事業所全体の電力使用量の過半を超えることが証明できないことのみをもって対象から外すことは、本制度の趣旨に反していると考えます。</p>	

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 9】

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p>⑥</p>	<p>←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p>
<p><選択肢> ①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項 ②買取対象となるための設備の認定に関する事項 ③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項 ④賦課金の減免に関する事項 ⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項 ⑥その他既存設備等に関する事項</p>		
<p>・ 該当箇所 P60 既存設備の取扱い</p> <p>・意見内容 既存設備の取り扱いの中に、現在RPS設備認定を受けていない設備についても、固定価格買取制度への移行を認めて頂きたい。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 現在RPS設備認定を受けていない設備を固定価格買取制度の適用対象とすることも、P60 11行にある「既存事業者のノウハウを活かしつつその更新投資を促すことができ、再生可能エネルギーへの投資拡大にとって有効」に資するものとする。</p>		

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 10】

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p>⑥</p>	<p>←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p>
<p><選択肢> ①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項 ②買取対象となるための設備の認定に関する事項 ③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項 ④賦課金の減免に関する事項 ⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項 ⑥その他既存設備等に関する事項</p>		
<p>・ 該当箇所 P60 37行目 既存設備の取扱い(案)</p> <p>・意見内容 RPS設備認定の撤回を申し出た既存設備の調達期間については、「既に運転をしている期間」を除いた残余の調達期間とするようになっているが、「既に運転している期間」とは「RPS設備認定を受けてから運転している期間」として頂きたい。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 中小の水力発電設備は、設備耐用年数の長い設備が多い。これらの資源を有効に活用するために、過去に大きな設備更新を行ってRPS設備認定を受けている物もある。</p>		

今回、RPS設備認定を撤回した場合は、今後とも貴重な資源を利用するために、運転開始日は、RPS設備認定を受けた時点からとして頂きたい。